

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	阿部正章
登録番号又は法人番号	05180110
所属する単位会	新潟県行政書士会
事務所名称	阿部正章行政書士事務所
事務所所在地	新潟県新潟市中央区網川原一丁目3番4号
処分年月日	令和元年7月2日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び廃業するまでの間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>長期会費滞納</p> <p>阿部会員は、新潟県行政書士会会則第21条による納付すべき会費を正当な理由なく長期間滞納した。</p> <p>よって、行政書士法第13条に違反。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>新潟県行政書士会会則第22条（会費滞納者に対する処分の手続）</p> <p>新潟県行政書士会会則第92条（会員の処分）</p> <p>新潟県行政書士会会則第93条（個人会員の処分の種類）</p>